

大津市水道時代劇

第一回 江戸から大正まで

大練寺水道と長安寺水道

大津は、わが国最大の琵琶湖に面しているが、その地形、地質上良好な飲料水を得ることが困難で、「水の都に水がない」と嘆かれるほどであった。

江戸時代中期に入って、享保年間（1716年～1735年）に、三井寺山内の神出大練寺の湧き水を水源とした大練寺水道、また天保5年（1834年）には長安寺（逢坂二丁目）の湧き水を利用して長安寺水道がつくられ、それぞれ付近の住民に竹管で給水を行った。

これが、本市水道の始まりと言えるもので、後に、大練寺水道は西部水道へ、長安寺水道は南部水道へと変わる。

西部水道

明治19年、京都市が疎水工事に着手すると、大練寺水道の水源が枯れるという事態が持ち上がった。また、井戸水を利用していた住民も井戸水が枯渇し、生活は困難を極めた。

このため、京都市と補給契約を結び解決を図ったが、十分な給水とは言えず苦情が絶えなかった。

明治35年、京都市が第二疎水の計画を申請したことにより、再び問題となり、5年越しの交渉の結果、明治41年、大津、京都両市長の間で永久に完全な給水設備及び維持方法等について契約を交わし、ここに西部水道の基礎が確立した。

計画は、水源を疎水に求め、神出金剛寺（小関町）の浄水池から鉄管により給水を行うもので明治43年に着工し、翌44年3月1日に通水した。緩速

ろ過池をもった本市初の近代水道であった。

南部水道

大正3年、東海鉄道（現在のJR東海道線）京津間付替計画が鉄道院から発表され、着工されると長安寺水道も水源が枯渇した。

このため、被害各町の代表が対策委員会を組織して鉄道院に対し救済を求める交渉を行った。

鉄道院は旧逢坂山トンネルの噴水井戸を水源とし、竹管で給水する計画を提示、工事は竣工したが、一部の地域が除外されていたため通水後も問題となった。

大正9年頃から噴水井戸の湧き水が枯れ始めたために応急措置として吾妻川上流を堰き止めて60メートルの竹管及び鉄管により旧逢坂山トンネルの貯水池まで送水する工事が行われ、補給された。

その後、補設工事が行われ同線に150ミリメートルの鉄管が布設され大正10年2月に竣工、南部被害地域に給水された。

同年8月23日に鉄道省から本市へ引継ぎがなされ、7か年と58,050円の工費を要した南部水道は44,500円の維持資金とともに大津市の所有となった。

（続く）



旧逢坂山トンネル

第103号 目次

- 3 水道週間 ～浄水場一般公開のお知らせ～
雨水を貯めて使って、戻しましょう！
- 4・5 平成28年度 予算と主な事業
- 6・7 **特集 湖都大津・新水道ビジョン
を策定しました**
- 8・9・10 企業局でんごん板
- 11 親子ふれあいクイズ
- 12 ふれ愛クッキング

表紙の写真を募集しています。

大津市内の風景、お祭、イベント等の写真を募集しています。大きさは自由。写真の裏にタイトル、撮影年月日、撮影場所を明記して、下記の応募先までお送りください。（随時募集中。締め切りはございません。）

採用写真は、次号以降の表紙に掲載する予定です。写真採用者の方には図書カードを進呈します。

なお、お寄せいただいた写真の返却はいたしませんのでご了承下さい。

写真の送付先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市企業局「パイプライン」係

表紙 蒼天を泳ぐ（北野利文氏撮影）

真野川沿いで風に揺れる鯉のぼり。蒼天を楽しそうに泳いでいます。

発行／大津市企業局 大津市御陵町3番1号

☎ 077-523-1234

HP <http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/index.html>

※大津市企業局のホームページは、右記QRコードをスマートフォン付属のカメラで読み込んでアクセスすることができます。



水道週間

浄水場一般公開のお知らせ

水道は、私たちの健康で快適な生活に欠かすことのできないライフラインの一つです。

その水道に関する理解と関心を深めていただくため、6月1日(水)から7日(火)までの一週間、第58回「水道週間」が全国一斉に実施されます。期間中、市内3浄水場の一般公開を行い、びわ湖の原水が飲料水になるまでの浄水過程を見学していただくことができます。

公開期間

6月1日(水)～7日(火)
1日2回(10時、13時30分)、職員が施設をご案内します。

公開する浄水場(お申し込み先)

- ① 真野浄水場 真野四丁目25番34号
077-571-2088
- ② 柳が崎浄水場 柳が崎6番1号
077-524-3922
- ③ 膳所浄水場 本丸町7番1号
077-528-5381

※比良、八屋戸、新瀬田浄水場の一般公開はしません。

雨水貯留浸透施設設置助成制度のお知らせ

雨水を貯めて使って、戻しましょう!

大津市では、雨水を貯めたり、できるだけしみ込ませたりすることにより、健全な水循環の回復を図っていきたく考えています。豊かな水循環、安心して暮らせるまちづくりのために、雨水貯留浸透施設設置助成制度をご活用ください。

貯留タンク

屋根に降った雨を雨といから貯める容器



浸透ます

屋根に降った雨を地下に浸透させる小さなあなを開いたます



	雨水貯留施設(貯留タンク100ℓ以上)	雨水浸透施設(浸透ます)
対象建築物	戸建住宅、集合住宅、事業所など ^(※1)	
対象区域	大津市公共下水道認可区域内 ^(※2)	大津処理区内 ^(※3)
申請回数	1回(建築物1棟につき1基まで)	1回(建築物1棟につき1基まで)
対象経費	本体及び付属品の購入費	設置工事費 ^(※4)
助成金額	対象経費の2/3 100ℓ以上150ℓ未満 上限25,000円 150ℓ以上200ℓ未満 上限35,000円 200ℓ以上 上限40,000円	対象経費の2/3 上限60,000円

※1) 販売や展示を目的とした建築物は除きます。対象建築物の所有者が申請を行ってください。

※2) 下水道供用区域とその周辺。葛川学区全域と小松、木戸、和邇、南郷、大石、青山学区の内の一部地域は含まれません。

※3) 滋賀、山中比叡平、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐学区の市街地部です。

※4) 浸透ます設置工事は下水道排水設備指定工事店にお願いしてください。

申請にあたっての注意点

- ① 確認書交付の前に購入・設置された場合補助の対象となりません。
- ② 申請者は対象建築物の所有者、または所有者の同意を得た使用者に限ります。

お問い合わせ先 下水道雨水対策室(河川課) ☎528-2821